

品川区子ども未来部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱

制定	平成17年10月21日	要綱第95号
改正	平成20年6月23日	要綱第92号
改正	平成21年3月10日	要綱第37号
改正	平成27年3月16日	要綱第244号
改正	令和2年7月28日	要綱第157号

(設置)

第1条 品川区子ども未来部が所管する公の施設（以下「公の施設」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を公平かつ適切に指定するため、公の施設の指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 次号に掲げる者以外の部長
- (2) 子ども未来部長
- (3) 当該公の施設を所管する課の課長
- (4) 当該公の施設に関係する課の課長で委員長が必要であると認める者
- (5) その他委員長が必要であると認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第一号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(審議)

第5条 委員会は、候補者を選定する場合には、選定基準に基づき審議し、区長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課で処理する。

付 則

この要綱は、平成17年10月21日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年8月1日から適用する。